

宮城県指定無形文化財の保持者認定解除及び指定解除について

平成16年3月30日付けで宮城県指定無形文化財（工芸技術）に指定された日本刀鍛錬技術について、平成30年4月2日に保持者宮城眞一氏（刀匠名：昭守）が死去したことに伴い、宮城県文化財保護条例（昭和50年宮城県条例第49号）第17条第5項の規定により、同日付で保持者の認定が解除され、併せて指定が解除されたもの。

1 指 定 名 称	日本刀鍛錬技術
2 指 定 年 月 日	平成16年3月30日
3 保 持 者 氏 名	宮城眞一（刀匠名：昭守）
4 保 持 者 住 所	白石市大畑一番61
5 保 持 者 認 定 年 月 日	平成16年3月30日
6 指 定 ・ 認 定 解 除 年 月 日	平成30年4月2日 （平成30年6月29日付け宮城県教育委員会告示第9号）
7 指 定 ・ 認 定 解 除 理 由	保持者死去による